

令和8年度 江東区特別支援教室指導員（会計年度任用職員） の募集について

江東区教育委員会事務局教育支援課では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 募集の職種及び人数

(1) 募集の職種

江東区特別支援教室指導員(江東区会計年度任用職員 ※地方公務員法の適用あり)

(2) 勤務場所

江東区立小学校のいずれか

※ 年度の途中で配属校の変更や、配属校が2校以上となる場合があります。

(3) 主な職務内容

児童が在籍する学校を巡回し、区立小学校の特別支援教室に入室している児童への指導。
なお、災害時には、割り振られた勤務時間において江東区地域防災計画等に定める各部の事務又は業務における補助等への従事。

(4) 募集人数

若干名

2 応募資格(求められる能力)

- (1) 特別支援教育に関し、一定程度の知識がある方
 - (2) 教員免許(教科を問わず)を所有している方で、経験を有すると認められる方。
 - (3) 心身ともに健康であり、困難案件にも前向きに取り組む強い意識を有する方
 - (4) 協調性があり、業務に対し強い責任感がある方
 - (5) 服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる方
 - (6) 業務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方(その職を退いた後も同様とする)
- ※ ただし、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する場合を除く

3 任用予定期間

任用手続完了後から令和9年3月31日まで

※ 原則1か月の条件付き採用期間を経て、正式採用されます。

4 勤務日数

週5日以内、1日6時間以内

5 勤務時間

午前8時00分から午後4時15分のうち、予め定められた時間

※所定勤務時間を超える勤務:無し

6 報酬

時給2,800円(令和8年4月～)

※特別区人事委員会勧告等の状況により変更される場合があります。

※通勤費相当額を別途支給(上限55,000円/月)

7 期末手当

基準日(6月1日、12月1日)前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。

8 休暇等

(有給)年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等 ※所定の要件を満たした場合のみ

(無給)妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、生理休暇、子どもの看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業

※所定の要件を満たした場合のみ

9 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※所定の勤務条件を満たした場合のみ

10 応募方法

次の申込書を、下記申込先宛に郵送または持参してください。その際、封筒表面左下に、「江東区特別支援教室指導員採用選考申込書類在中」と赤字で記載してください。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに下記申込み先までお越しください。

【提出書類】

(1)「江東区会計年度任用職員申込書」(写真を必ず貼付)

(2)教諭免許状の写し

※ 免許状の裏面に記載がある場合は、両面コピーで提出してください。免許状の更新を行った場合は、そのことが確認できる証明書(更新講習修了証明書等)の写しも併せて提出してください。

【申込期限】

令和8年8月31日(月)

11 選考方法

第1次選考 書類審査

第2次選考 面接(書類選考終了後、別途お知らせします。)

12 注意事項

地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。

- (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

13 申込み・問い合わせ先

〒135-0016 江東区東陽2-3-6 江東区教育センター2階

教育支援課特別支援教育係 採用担当

電話番号 03-3647-9175

FAX 03-6458-6087